

協 議 項 目 関 係 資 料 (協議項目 7)

【議会議員の定数・任期の現況】

項 目	伊那市	高遠町	長谷村	合計	備 考
法 定 数	3 0	1 8	1 4	6 2	※印は改正後。 ()の人数は現数。
条例定数	2 4	※ 1 4	1 2 (1 1)	5 0 (4 9)	
任 期	H19.2.19	H17.3.31	H19.4.29		

【報酬金額】

項 目		報 酬 (円)						備 考
		伊 那 市		高 遠 町		長 谷 村		
議 員 報 酬	議 長	466,000 (442,700)	月	293,000	月	243,000 (235,710)	月	()の額は、条例で定められた額に減額措置を講じた額。
	副 議 長	397,000 (381,120)	月	219,000	月	182,000 (176,540)	月	
	常任委員長			204,000	月	171,000(165,870)	月	
	議 員	366,000 (353,190)	月	195,000	月	163,000(158,110)	月	
期 末 手 当	6 月期	1.60 月		1.60 月		1.60 月		
	1 2 月期	1.70 月		1.70 月		1.70 月		
	加 算	40/100		40/100		40/100		
	合 計	462/100		462/100		462/100		

協 議 項 目 関 係 資 料 (協議項目 7)

【議会議員の定数・任期特例措置について】

区 分	①合併特例法を摘要しない場合	②定数に関する特例(合併特例法第6条)を適用した場合	③在任に関する特例(合併特例法第7条)を適用した場合
議会議員の身分	関係市町村の廃止と同時に失職する。	関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併の日から最長2年間引き続き合併市町村の議員として在任することができる。
任 期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を越えない範囲で協議で定める期間
定 数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 ○人口5万以上10万未満の市 30人	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を越えない範囲で定数を定めることができる。 ○2倍を越えない範囲 60人 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。	地方自治法第91条の定数を越える時には、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
補欠選挙の摘要	有	有	無
選挙区	条例で選挙区を設けることができる。(公職選挙法第15条第6項) (合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条))		

協 議 項 目 関 係 資 料 (協議項目 7)

《関係法令（抜粋）》

○地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

六 人口5万以上10万未満の市 30人

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

○合併特例法

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

1 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

2 前項の規定は、前条第1項（又は第2項）の協議が成立した場合には適用しない。

○公職選挙法

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

第33条

3 市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

○公職選挙法施行令

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。